

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

株 式 会 社 モ リ モ ト
代表取締役社長 森本 浩義
申立代理人弁護士 綾 克己
問合せ先 経営管理本部 経営企画室
(TEL : 03-5724-1100)

スポンサー決定及び再生計画案提出のお知らせ

弊社は、平成 20 年 11 月 28 日に、東京地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、同年 12 月 8 日に開始決定を受けた後、同裁判所及び監督委員の指導監督のもと、早期の事業再生に向けて取り組んでまいりましたが、本日 4 月 24 日付にて、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（以下、「ジェイウィル社」という）との間でスポンサー契約（以下、「スポンサー契約」という）を締結し、併せて、再生計画案を同裁判所に提出いたしましたのでお知らせいたします。

今後本再生計画案は、同裁判所により検討の上、決議に付する旨の決定を得た後、債権者の皆様に対して送付されることとなります。再生計画案についての決議を行う債権者集会は、現在のところ、平成 21 年 6 月下旬に招集される見込みであります。正式には裁判所から送付される債権者集会招集通知等をご参照ください。

これまで関係者の皆様には、多大なるご迷惑ご心配をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げますとともに、格別のご支援ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

弊社は、スポンサーであるジェイウィル社のご支援のもと、今後開催予定の債権者集会における再生計画案の可決及び裁判所による認可決定を得られるよう、全社一丸となって尽力してまいり所存でございます。各位におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

記

1. スポンサー契約締結に至る経緯

弊社は、平成 20 年 11 月 28 日の民事再生手続開始の申立て以降、みずほコーポレートアドバイザー株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、弊社の事業再生に向けてご支援とご協力をいただけるスポンサーの選定を広範に行って参りましたが、この度、30 社を超える候補者のなかから、第一次入札、最終入札の過程を経て、ジェイウィル社との間で同社が運営・管理する合同会社を通じての減増資スキームによる弊社事業の支援・継続に関しスポンサー契約を締結いたしました。

2. スポンサー契約の主な内容

(1) 弊社の減資及び増資

再生計画案が債権者集会において可決され、東京地方裁判所により認可決定がなされ同決定が確定することを条件として、認可決定確定後に、いわゆる 100%減資（発行済み株式の全部取得及びその消却）を実施の上、ジェイウィル社が運営・管理する合同会社から出資を受ける予定であります。

(2) 融資による支援

弊社が行う不動産分譲事業および賃貸不動産開発事業の早期再開に向けた資金支援（DIP ファイナンス）を受けることを予定しております。

3. ジェイウィル社の概要

株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズは、株式会社日本政策投資銀行、年金基金を中心とした国内機関投資家等が出資するファンドを運営しております。地域金融機関とも強いネットワークをもち、地域再生ファンドの運営も多数手がけるなど、企業再生に多くの実績を有しております。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 商号 | 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ |
| (2) 主な事業内容 | 投資ファンド等運営 |
| (3) 設立年月日 | 平成 15 年 4 月 21 日 |
| (4) 本店所在地 | 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号 |
| (5) 代表者役職・氏名 | 代表取締役社長 佐藤 雅典 |

4. 今後の予定

本日、東京地方裁判所に対して提出した再生計画案は、前述のとおり同裁判所による審査が行われた後、再生計画案として付議決定がなされる予定であります。

従いまして、債権者の皆様へは、再生計画案付議決定後に再生計画案のほか、債権者集会招集通知書、議決票等が郵送される予定であります。

なお、再生計画案のご送付には、上記の裁判所による審査等に時間を要するため、本日から 2 週間程度かかることとなりますので、ご了承ください。

以 上